

煙火 打 上 げ 仕 掛 け 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日					
千曲坂城消防本部 消防長 様					
届出者 住 所 千曲市大字〇〇〇番地〇番 電 話 (〇〇〇-〇〇〇〇) 氏 名 消 防 太 郎					
打上げ 仕掛け	予定日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分			
打上げ 仕掛け	場 所	千曲市〇〇〇 〇〇番地 〇〇公園			
周 围 の 状 况	別添図のとおり	立入禁止の 方 法	危険区域を設け 部外者立入禁止		
煙火の種類 及び数量	打 上 げ				仕 掛 け
	〇Cm玉	〇Cm玉	Cm玉	Cm玉	
	〇発	〇発			g 基
目 的	〇〇〇祭り				
消 火 設 備	消火器〇〇本 水槽〇〇〇㍓ 水バケツ〇〇個 等				
打上げ } 仕掛け } に直接 従事す る責任者氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇工業株式会社 電話〇〇〇-〇〇〇〇 千 曲 次 郎				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 にしてください。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※ 印の欄には記入しないでください。
- 4 打上げ、仕掛け場所の略図を添付してください。

留意事項

用途	<p>千曲市・坂城町管内で煙火（玩具用煙火を除く）を打上げまたは、仕掛ける場合に提出する届出書です。煙火打上げまたは仕掛けは、大きさおよび数量により届出または許可申請が必要となります。</p>
内容	<p>下記の範囲を超える場合は、「火薬類煙火消費許可申請書」が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打揚煙火（観賞用） 全ての上限を満たすことが必要 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 2号玉（直径6cm以下の球状の煙火） 3号玉（直径6cmを超え10cm以下の球状の煙火） 4号玉（直径10cmを超え14cm以下の球状の煙火10個以下） </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>25個以下</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>75個以下</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・仕掛煙火に使用する炎管の数 200個以下 ・煙火（演出用） 全ての上限を満たすことが必要 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 原材火薬・爆薬量15g以下 原材火薬・爆薬量15g超、30g以下 原材火薬・爆薬量30g超、50g以下は5個以下 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>35個以下</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>85個以下</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・詳しくは予防課予防係までお問い合わせください。 ※ 予防課予防係：026-276-0119（代）
対象者	<p>煙火（打上げ・仕掛け）を実施する代表者等</p>
添付書類	<p>煙火打上げ地点から半径がわかる円を記入した略図を添付してください。</p>
持参するもの	<p>煙火（打上げ・仕掛け）届出書 2部 略図 2部</p>
注意点	<p>次に挙げる煙火の使用は、原則として許可していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吊物、旗物および長玉の使用 ・重ね玉（スターマインを除く）の使用 ・斜打ちによる使用（上空で開発しないものを除く） ・手筒花火の使用 ・曲導付煙火に竹木等危険なものを付けたものの使用 ・蜂等を用いた小型煙火の使用 ・塩素酸カリウムを含む煙火の使用 ・5段以上の雷の使用 ・午前6時以前または午後9時以後の使用
その他	<p>【禁止事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、または落雷が発生する可能性がある場合の使用 ・火災警報発令下、強風下その他法令により禁止されている場合の煙火使用 <p>提出書類（煙火（打上げ・仕掛け）届出書および添付書類等）は、必ず2部ずつ用意してください。</p>